

# 長野県小学生バレーボール連盟規約

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** 本連盟は、長野県小学生バレーボール連盟（以下「本連盟」という）と称する。

(事務局)

**第2条** 本連盟の事務局は、会長の指定する場所に置く。

(1) 会長は、事務局長1名、事務局員若干名を選任することができる。

## 第2章 目的

(目的)

**第3条** 本連盟は、長野県内における小学生バレーボール団体を統括し、小学生バレーボールの普及発展を図り、もって小学生の心身の健全な発達に寄与し、その育成に努めることを目的とする。

## 第3章 事業

(事業内容)

**第4条** 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小学生バレーボール競技大会の開催。
- (2) 小学生バレーボール教室の開催。
- (3) 小学生バレーボール指導者育成のための講習会及び研修会の開催。
- (4) 小学生バレーボール審判員養成のための講習会及び研修会の開催。
- (5) その他、本連盟の目的達成のため必要と認める事業。

## 第4章 組織

(組織)

**第5条** 本連盟は、長野県小学生バレーボール連盟各支部で組織し、日本小学生バレーボール連盟、並びに一般財団法人長野県バレーボール協会に加盟する。

2 支部の組織については別に定める。

## 第5章 役員

(役員)

**第6条** 本連盟に次の役員を置く。

会 長	1 名	常任理事	1 4名以内
副 会 長	若干名	理 事	3 0名以内
理 事 長	1 名	評 議 員	1 5名以内
副理事長	若干名	監 事	2 名

(会長及び副会長)

**第7条** 会長及び副会長は、評議員会において承認する。

2 会長は、本連盟の会務を統括し、本連盟を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

(理事長及び副理事長)

**第8条** 理事長は、評議員会において承認する。

副理事長は、理事会で推薦し、会長がこれを委嘱する。

2 理事長は、会務を掌理し、理事会の決するところにより会務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。

(常任理事及び理事)

**第9条** 常任理事及び理事の選出は別に定め、会長がこれを委嘱する。

2 常任理事及び理事は、本連盟の会務を処理、執行する。

(評議員)

**第10条** 評議員は、各支部から推薦された者とし、会長がこれを委嘱する。

(監事)

**第11条** 監事は、評議員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

2 監事は、事業及び会計を監査する。

(役員任期)

**第12条** 役員任期は、就任から2ヶ年とし、再任を妨げない。

2 役員は任期が満了しても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

3 欠員補充により就任した役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

## 第6章 会議

(会議)

**第13条** 本連盟に次の会議を置く。

(1) 評議員会

(2) 理事会

(3) 常任理事会

(4) 前各項の他、会長が必要と認めた会議は、会長が招集できる。

2 会議は、その理事又は評議員の過半数が出席しなければ、これを開会することができない。

3 会議の決議は、出席者の過半数をもって決する。但し、規約の改正は、3分の2以上の同意を得なければならない。

(評議員会)

**第14条** 評議員会は、本連盟の全役員をもって構成し、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、毎年1回開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

4 評議員会は、会長が招集し、議長は評議員より選出する。

5 評議員会は、次の各号の事項を議決する。

(1) 規約に関すること。

- (2) 役員に関すること。
- (3) 事業に関すること。
- (4) 予算、決算に関すること。
- (5) その他、本連盟運営に関すること。

(理事会)

**第15条** 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事及び理事をもって構成する。

2 理事会は、理事長が招集し、議長となる。

3 理事会は、次の各号について協議し、執行する。

- (1) 評議員会に付議すること。
- (2) 役員に関すること。
- (3) 専門委員会に関すること。
- (4) その他、会長の付議したこと、並びに本連盟運営に関すること。

(常任理事会)

**第16条** 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び常任理事をもって構成する。

2 常任理事会は、会長が招集し、議長となる。

3 常任理事会は、次の各号について協議し、執行する。

- (1) 理事会に付議すること。
- (2) その他、会長の付議したこと、並びに本連盟運営に関すること。

## **第7章 専門委員会**

(専門委員会)

**第17条** 本連盟に次の専門委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 指導普及委員会
- (3) 競技委員会
- (4) 審判規則委員会
- (5) 前各号の他、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

## **第8章 特別委員会**

(特別委員会)

**第18条** 本連盟に次の特別委員会を置く。

- (1) 倫理特別委員会

2 特別委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

## **第9章 加盟登録**

(加盟登録)

**第19条** 本連盟への加盟団体登録及び個人登録規程は別に定める。

## 第10章 会計

(経費)

第20条 本連盟の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 登録料
- (2) 補助金
- (3) 役員分担金
- (4) 寄付金
- (5) 事業収入
- (6) その他

(事業年度及び会計年度)

第21条 本連盟の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第22条 本連盟の予算は常任理事会で編成し、理事会の承認を得なければならない。  
また、決算は監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

2 予算及び決算は理事会承認後、評議員会で審議決定するものとする。

## 第11章 雑則

(細則)

第23条 本連盟の規約施行について必要な細則は、理事会において定めることができる。

(表彰)

第24条 本連盟の発展のため特に貢献したと認められた者について、表彰することができる。

## 附 則

この規約は昭和58年6月24日から施行する。

附 則 (全面改正)

この規約は平成元年4月9日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は平成5年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は平成7年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は平成15年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は平成17年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（一部改正）

この規約は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（一部改正）

この規約は平成 21 年 6 月 25 日から施行する。

**附 則**（一部改正）

この規約は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（全面改正）

この規約は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。